熊本市自殺対策連絡協議会傍聴要領

制定　平成２４年　７月３０日健康福祉子ども局長決裁
改正　平成２５年　８月２９日障がい保健福祉課長決裁

（趣旨）

第１条　この要領は、熊本市自殺対策連絡協議会（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第２条　会議を傍聴しようとする者は、会議当日に傍聴人受付簿に氏名及び住所を記載しなければならない。

（傍聴の制限）

第３条　次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1)　凶器その他人に危害を加えるおそれがある物品又は看板その他示威宣伝の用に供される物品を持っている者

(2)　酒気を帯びていると認められる者

(3)　その他会議の円滑な運営を妨げるおそれがある者

（傍聴人の数の制限）

第４条　会議の会長（以下「会長」という。）は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

２　会議を傍聴しようとする者が前項の規定に基づき定める数を上回る場合は、抽選により傍聴人を決定する。

（傍聴人の守るべき事項）

第５条　傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2)　会議の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。

(3)　会長の許可なく撮影又は録音をしないこと。

(4)　飲食又は喫煙をしないこと。

(5)　会長の指示に反する行為をしないこと。

(6)　その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（傍聴人に対する退場措置）

第６条　傍聴人が前条の規定に違反し、又は会議の運営を妨げるおそれがあるときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

２　傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。

（会議の非公開）

第７条　会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる案件及び委員の発議により全会一致で公開が不適当と議決された案件については、これを非公開とすることができる。

２　前項に規定する案件に該当する場合、会長は、会議の冒頭において非公開にする理由を明らかにするものとする。

（補則）

第８条　この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要領は、平成２４年７月３０日から施行する。

附　則

この要領は、平成２５年８月２９日から施行する。